「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第7期計画素案（たたき台）」に関する修正等について（分科会委員）

資料1

No.	たたき台頁数	意見の概要	修正内容
1	P2	**◆地域共生社会に関する記載について** **「地域共生社会の実現」に関する記載を設ける**必要があるのではないか。	地域共生社会の実現については、計画策定の趣旨として以下のとおり追加します。 【追加】（素案（案）P2） 第1章　計画策定の趣旨と位置付け ～略～ **また、高齢者のみならず、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを進める必要があります。** ～略～
2	P19	**◆基本方向について** 基本方向（2）について、表現方法として「システムの加速」は**「システム構築の加速」又は「システムの強化」がよい**と考える。 【原文】 基本方向 （2）保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの加速と地域福祉の推進	以下のとおり下線部を追加します。 【修正後】（素案（案）P27） 基本方向 （2）保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステム**構築**の加速と地域福祉の推進
3	P24	**◆第1章第1節　健康寿命の延伸** 以下のとおり**下線部を追加**してはどうか。 【修正案】 現状と課題 《栄養・食生活の改善意識の向上》 ○　栄養・食生活は、生命を維持し、健康で幸せな生活を送るために欠くことのできないものであることから、妊娠期や子ども世代から成人・高齢期に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない食育を推進していく必要があります。特に、高齢者の低栄養は病気に対する抵抗力の低下などさまざまな影響を及ぼすことから、**エネルギー・タンパク質をしっかり摂取し**適正体重を維持することの必要性について普及啓発を図る必要があります。	本市の「元気都市あおもり健康づくり推進計画－健康アップあおもりプラン－」との整合を図り、原文のとおりとします。 【原文】（素案（案）P33） 現状と課題 《栄養・食生活の改善意識の向上》 ○　栄養・食生活は、生命を維持し、健康で幸せな生活を送るために欠くことのできないものであることから、妊娠期や子ども世代から成人・高齢期に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない食育を推進していく必要があります。特に、高齢者の低栄養は病気に対する抵抗力の低下などさまざまな影響を及ぼすことから、適正体重を維持することの必要性について普及啓発を図る必要があります。

No.	たたき台頁数	意見の概要	修正内容
4	P24	**◆第1章第1節　健康寿命の延伸** 「ロコモティブシンドローム」を含め、使用する用語については市民にわかりやすいように**注釈や用語解説**を検討してほしい。 【原文】 主な取組 1　市民総ぐるみの健康づくり運動の推進 ○　介護が必要となる危険性の高い状態である**ロコモティブシンドローム**を予防するための正しい知識の普及を通じて、身体機能の維持向上が図られるよう支援します。	巻末に**用語解説を掲載**します。 （素案（案）P108～113） （参考）用語解説 ＜ロコモティブシンドローム＞ 手足等の関節などの運動機能低下のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のことです。
5	P27	**◆第1章第2節　介護予防・重度化防止の推進** **次のとおり修正**してはどうか。 【修正案】 現状と課題 ○　高齢者が介護サービスに**頼~~りすぎ~~ることなく**、住み慣れた地域で元気にいきいきと生活を送るためには、自らの健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことが必要です。	介護予防の推進についての取組なので、介護予防に頼ることのないようにするための取組について、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P35） 現状と課題 ○　高齢者が介護サービスに**頼ることなく**、住み慣れた地域で元気にいきいきと生活を送るためには、自らの健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことが必要です。
6	P27	**◆第1章第2節　介護予防・重度化防止の推進** 具体的につどいの場を設置することを明記し、**次のとおり修正**してはどうか。 【修正案】 主な取組 2　多様な介護予防の場の提供 ○　こころの縁側づくり事業など~~における~~**の気軽に集まることができる「居場所」（つどいの場）の設置と**住民自らの主体的な取組を尊重しつつ、社会福祉協議会、町（内）会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等と連携しながら取組を担う人材の育成や活動内容の充実をはかることにより、住民が地域のつながりを維持し、身近な場所で生きがいづくりと介護予防に取り組めるよう支援します。	高齢者の「居場所」づくりを支援することを明記し、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P36） 主な取組 2　多様な介護予防の場の提供 ○　~~こころの縁側づくり事業などにおける~~**高齢者が気軽に集まることができる「居場所」（つどいの場）づくりを支援するとともに、**住民自らの主体的な取組を尊重しつつ、社会福祉協議会、町（内）会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等と連携しながら、取組を担う人材の育成や活動内容の充実を**図る**ことにより、住民が地域のつながりを維持し、身近な場所で生きがいづくりと介護予防に取り組めるよう支援します。

No.	たたき台頁数	意見の概要	修正内容
7	P28	◆第1章第2節　介護予防・重度化防止の推進 以下の原文について、重度化防止の推進のタイトルと内容が合っていない。 重度化防止は、リハビリテーションだけではない。多職種が参加して「地域ケア個別会議」を開催して利用者に必要な過不足のないサービスが提供されることが重要である。 【原文】 主な取組 3　重度化防止の推進 ○　個別ケースから地域課題の解決に向け、リハビリテーション職種等の多職種の連携による地域ケア会議を開催し、住民や事業者など地域全体へリハビリテーション等をはじめとする効果的な取組の情報共有を図ります。	以下のとおり、重度化防止の推進に向けた取組の内容に修正します。 【修正後】（素案（案）P37） 主な取組 3　重度化防止の推進 ○　~~個別ケースから地域課題の解決に向け、リハビリテーション職種等~~**保健・医療・福祉専門職等**の多職種の連携による地域ケア**個別**会議を開催し、~~住民や事業者など地域全体へリハビリテーション等をはじめとする効果的な取組の情報共有を図ります。~~**重度化防止に向けて情報共有を図るとともに、リハビリテーションによる機能回復のみならず、生活機能全体の向上のために必要なサービスが効果的に提供されるよう取組を進めます。**
8	P32	**◆第1章第3節　自立した日常生活の支援** 以下の原文について、**情報提供だけでは不足**である。**地域ケア個別会議を開催し**日常生活圏域ごとに**不足している生活支援サービスを把握・開発する**ことは、保険者である市の責任である。 【原文】 主な取組 4　多様な生活支援サービスの提供 公的なサービスをはじめ、民間事業者等が行う家事支援や配食サービス、自宅内の簡単な補修・修繕などの生活支援サービスに関する情報提供を通じて、高齢者の生活の利便性の向上を図ります。	「地域ケア個別会議」とともに地域住民等による「支え合い会議（協議体）」の取組を通じて、必要な生活支援サービスが提供されるよう支援することとし、以下のとおり追加します。 【追加】（素案（案）P41） 主な取組 4　多様な生活支援サービスの提供 **○　専門職等の多職種による「地域ケア個別会議」や、地域住民や地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）等による「支え合い会議」等を通じて、地域のニーズ・資源の把握や地域の高齢者に必要な生活支援サービスの検討を進めます。**

No.	たたき台頁数	意見の概要	修正内容
9	P34～35	**◆第2章第1節　医療・介護連携の推進** 主な取組については、**国が示す在宅医療・介護連携推進事業の事業項目8項目（ア）から（ク）に準じて記載すべき**ではないか。 在宅医療・介護連携推進事業の8項目 （ア）地域の医療・介護の資源の把握 （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援 （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 （カ）医療・介護関係者の研修 （キ）地域住民への普及啓発 （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	在宅医療・介護連携の取組を7項目で整理していましたが、以下の項目を追加し、国が示す8項目に準じた記載とします。 【追加】（素案（案）P46） 主な取組 3　医療・介護が連携したサービスの充実 **○　地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、医療・介護連携の現状把握、課題の抽出、対応策の検討を進めます。**
10	P35	**◆第2章第1節　医療・介護連携の推進** **以下のとおり修正**してほしい。 【修正案】 主な取組 3　医療・介護が連携したサービスの充実 ○　地域の医療機関、介護事業者等の所在地や機能等を把握し、自治体等が把握している情報と合わせてリスト化するなど、地域の医療・介護資源の**情報の**更新を進めます	記載漏れがあり、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P46） 主な取組 3　医療・介護が連携したサービスの充実 ○　地域の医療機関、介護事業者等の所在地や機能等を把握し、自治体等が把握している情報と合わせてリスト化するなど、地域の医療・介護資源の**情報の**更新を進めます
11	P36、38	**◆第2章第2節　認知症施策の推進** 認知症施策の推進について、**若年性の認知症も介護という面では含まれる**と思うので、計画の素案に反映できればよい。	若年性の認知症についても「現状と課題」「主な取組」に以下のとおり追加します。 【追加】（素案（案）P47） 現状と課題 **○　県では、平成28年度に若年性認知症の専門的な知識や支援の経験を有する若年性認知症支援コーディネーターが、若年性認知症の方やその家族、若年性認知症の方が利用する雇用先等の関係機関等からの相談に対応する「青森県若年性認知症総合支援センター」を開設しています。** 【追加】（素案（案）P49） 主な取組 2　認知症の早期発見・早期対応 **○　若年性認知症について、「青森県若年性認知症総合支援センター」等の関係機関と連携を図りながら相談等の支援を行います。**

No.	たたき台 頁数	意見の概要	修正内容
12	P38	**◆第2章第2節　認知症施策の推進** 「2　認知症の早期発見・早期対応」の主な取組の中に、早期発見の仕組みとして**「健康介護まちかど相談薬局」「地域サロン」などの活用を追加**していただきたい。	認知症の早期発見のための関係者との連携について、以下のとおり追加します。 【追加】（素案（案）P49） 主な取組 2　認知症の早期発見・早期対応 **○　支援を要する高齢者の早期発見のため、医療機関や薬局、つどいの場等の関係者との連携を図ります。**
13	P40	**◆第2章第3節　地域包括支援センターの機能の充実** **以下のように修正**してはどうか。 【原文】 現状と課題 《地域ケア会議の推進》 ○　個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいくことが重要となることから、会議の内容や機能の明確化が必要になります。 【修正案】 **○　介護保険法で義務づけられた地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催し地域課題の把握から資源開発、政策形成までする必要があります。**	地域ケア会議について、「地域ケア個別会議」及び「地域ケア推進会議」の内容や機能を明確にし、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P51） 現状と課題 《地域ケア会議の推進》 ○　個別ケースを検討する~~会議から~~**「地域ケア個別会議」**から、地域課題の解決策を検討する~~場~~**「地域ケア推進会議」**まで一体的に取り組んでいくことが重要となることから、会議の内容や機能の明確化が必要になります。
14	P40	**◆第2章第3節　地域包括支援センターの機能の充実** **以下のとおり修正**してはどうか。 【修正案】 主な取組 2　役割分担・連携強化 ○　~~各地域包括支援センターの業務状況や、圏域ごとの課題等の把握・分析を行い、全体の統括調整を図る役割を担う基幹型地域包括支援センターは、~~ **地域包括支援センター11カ所の総括調整を担う基幹型地域包括支援センターは、各地域包括支援センターの業務状況や、圏域ごとの課題等の把握・分析を行い、**新規事業導入の際の助言・指導や、各圏域での虐待や認知症などで対応が困難な事例について、同行訪問等の後方支援を行います。	基幹型地域包括支援センターの役割等について、より分かりやすいよう、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P51） 主な取組 2　役割分担・連携強化 ○　**地域包括支援センター11カ所の総括調整を担う基幹型地域包括支援センターは、各地域包括支援センターの業務状況や、圏域ごとの課題等の把握・分析を行い、**新規事業導入の際の助言・指導や、各圏域での虐待や認知症などで対応が困難な事例について、同行訪問等の後方支援を行います。

No.	たたき台 頁数	意見の概要	修正内容
15	P41	**◆第2章第3節　地域包括支援センターの機能の充実** ・以下の内容について、**「2　役割分担・連携強化」から「4　地域ケア会議の推進」に移動**してほしい。 ・**以下のように修正**してほしい。 【修正案】 主な取組 **4　地域ケア会議の推進** ○　基幹型地域包括支援センター及び各地域包括支援センターにおいて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援するため、保健・医療・福祉をはじめとした多職種による「地域ケア**個別**会議」を開催し、専門的視点を交えて個別ケースの検討を行うとともに、個別ケースの検討を通じて地域課題を掘り起こし、課題解決に必要な地域でのサービス資源の検討や市全体での共通課題を把握し、その解決に向けた**「地域ケア推進会議」などで**施策~~の検討~~を進めます。	・原文の内容は地域ケア会議の取組となっていることから、「4　地域ケア会議の推進」に移動します。 ・内容について、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P52） 主な取組 **4　地域ケア会議の推進** ○　基幹型地域包括支援センター及び各地域包括支援センターにおいて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援するため、保健・医療・福祉をはじめとした多職種による「地域ケア**個別**会議」を開催し、専門的視点を交えて個別ケースの検討を行うとともに、個別ケースの検討を通じて地域課題を掘り起こし、課題解決に必要な地域でのサービス資源の検討や市全体での共通課題を把握し、**「地域ケア推進会議」などで**その~~解決に向けた施策の~~**解決策の**検討を進めます。
16	P46	**◆第3章第1節　成年後見制度の利用促進** 成年後見制度の利用促進に関する計画について**積極的に取り組んでいくとすれば**、それに向けて準備していくということを**計画に示してもよい**ものと考える。 【原文】 主な取組 2　成年後見制度の利用促進 ○　成年後見制度をより一層活用できるよう支援します。	以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P59） 主な取組 2　成年後見制度の利用促進 ○　**「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、**成年後見制度をより一層活用できるよう支援します。
17	P50	**◆第4章第1節　見守り体制の充実** 主な取組の中の行方不明高齢者の早期発見に記載されている、メールマガジンの配信について、**配信の仕方や内容の充実を検討**していく必要があると思う。 【原文】 主な取組 2　行方不明高齢者の早期発見 ○　認知症等により行方不明となった高齢者の情報を一人でも多くの市民に提供できるよう、青森市メールマガジンへの登録者の拡大を図ります。	メールマガジンの配信について、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P65） 主な取組 2　行方不明高齢者の早期発見 ○　認知症等により行方不明となった高齢者の情報を一人でも多くの市民に提供できるよう、~~青森市メールマガジンへの登録者の拡大を図ります。~~**青森市高齢者等ＳＯＳネットワークの周知に努めるほか、より効果的な情報提供方法等について関係機関と協議を進めます。**

No.	たたき台頁数	意見の概要	修正内容
18	P52	**◆第4章第2節　住まいの充実** 以下のとおり**下線部を追加**してほしい。 【修正案】 主な取組 2　高齢者に適した住まいの確保 ○　**利用者の状態像に応じた住まいの選択の考え方と共に**有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供のほか、実地指導の強化を図ります。	有料老人ホーム等に関する情報提供について、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P67） 主な取組 2　高齢者に適した住まいの確保 ○　**利用者の状態に応じた住まいの選択が図られるよう、**有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供~~の~~**を行う**ほか、**サービスの質が確保されるよう、**実地指導の強化を図ります。
19	P53	**◆第4章第3節　災害時等支援の充実** 避難支援等関係者という**言葉がわかりづらい**ため、この項目に関連する文言の前に**例示をしてほしい。** 【原文】 主な取組 1　災害時等における地域福祉活動の充実 ○　市の総合防災訓練の中で、高齢者のうち、避難行動要支援者の対象となる方も含めた災害時の情報伝達、避難誘導や安否確認など、地域住民参加型の訓練を避難支援等関係者や福祉避難所開設関係者等と連携しながら実施します。	避難支援等関係者についての説明を加え、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P68） 主な取組 1　災害時等における地域福祉活動の充実 ○　市の総合防災訓練の中で、高齢者のうち、避難行動要支援者の対象となる方も含めた災害時の情報伝達、避難誘導や安否確認など、地域住民参加型の訓練を**、町（内）会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団などの**避難支援等関係者や**福祉避難所の管理者（施設管理者）などの**福祉避難所開設関係者等と連携しながら実施します。
20	P57	**◆第4章第5節　消費生活相談の充実** 以下のとおり**下線部を追加**してほしい。 【修正案】 主な取組 2　消費生活相談機能の充実 ○　消費者団体など関係機関**や居宅介護支援事業所の介護支援専門員と**連携を図りながら、青森市民消費生活センターが中心となり高齢者を含む全ての消費者に対して的確な助言やあっせんを行い、消費生活に関するトラブルの解決に向けて取り組みます。	介護支援専門員などとの連携について、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P72） 主な取組 2　消費生活相談機能の充実 ○　消費者団体など関係機関**のほか、高齢者に身近な介護支援専門員なども**連携を図りながら、青森市民消費生活センターが中心となり高齢者を含む全ての消費者に対して的確な助言やあっせんを行い、消費生活に関するトラブルの解決に向けて取り組みます。

No.	たたき台 頁数	意見の概要	修正内容
21	P59	**◆第5章第1節　施設・居住系サービスの整備** 以下の原文について、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たっては、**高齢者数等の動向を考慮して記載すべき**ではないか。 【原文】 主な取組 1　施設・居住系サービスの整備 ○　サービス付き高齢者向け住宅の普及を図るため、民間住宅事業者へのサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する国の施策及び支援制度等の周知を図ります。	サービス付き高齢者向け住宅の整備について、今後の高齢者数等の動向を踏まえて事業者等へ情報提供することとし、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P75） 主な取組 1　施設・居住系サービスの整備 ○　~~サービス付き高齢者向け住宅の普及を図るため、~~**今後の高齢者数等の動向を踏まえながら、高齢者の状態に応じた住まいの選択が図られるよう、**民間住宅事業者へのサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する国の施策及び支援制度等の周知を図ります。
22	P61	**◆第5章第2節　サービス供給体制の確保** 以下の原文について、介護人材不足の観点のみならず、**需給を踏まえた記載とすべき**ではないか。 【原文】 現状と課題 《介護従事者の確保及び資質向上の促進》 ○　介護人材不足に対応するため、介護人材の安定的な確保のほか、地域包括ケアシステムの推進に向け、資質の向上を図る必要があります。	介護人材の確保については、需給を踏まえる必要があるため、以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P77） 現状と課題 《介護従事者の確保及び資質向上の促進》 ○　介護人材**の需給を踏まえながら、**~~不足に対応するため、~~介護人材の安定的な確保のほか、地域包括ケアシステムの推進に向け、資質の向上を図る必要があります。
23	P61～62	**◆第5章第2節　サービス供給体制の確保** **以下のとおり修正**してほしい。 【修正案】 主な取組 1　介護給付の適正化の推進 ○　職員によるケアプランの点検のほか、薬剤師、理学療法士、社会福祉士などのメンバーからなる「ケアプラン点検アドバイザー」が、リハビリ、医療、各種社会資源の活用といった観点からケアプラン及びサービス提供事業所作成の個別援助計画を点検、指導することにより、ケアマネジメントの更なる質の向上と利用者個々の状態に合った~~適正~~**適切**なサービスの提供を促すことで、介護給付の適正化を図ります。	以下のとおり修正します。 【修正後】（素案（案）P78） 主な取組 1　介護給付の適正化の推進 ○　職員によるケアプランの点検のほか、薬剤師、理学療法士、社会福祉士などのメンバーからなる「ケアプラン点検アドバイザー」が、リハビリ、医療、各種社会資源の活用といった観点からケアプラン及びサービス提供事業所作成の個別援助計画を点検、指導することにより、ケアマネジメントの更なる質の向上と利用者個々の状態に合った**適切**なサービスの提供を促すことで、介護給付の適正化を図ります。

質疑応答

No.	たたき台頁数	意見の概要	回答内容
1	P31	**◆第1章第3節　自立した日常生活の支援** 以下の記載について、**具体的に何を指しているか**教えてほしい。 【原文】 主な取組 2　生きがいづくりの充実 ○　高齢者等が地域で社会参加できる機会を増やすとともに、支援を要する高齢者の多様なニーズに対応するため、高齢者等で構成される団体が企画し、実施する支え合い活動に対する支援を行います。	**バス移動に要する経費の一部を助成するなどの支援**を行っています。
2	P35	**◆第2章第1節　医療・介護連携の推進** 以下の記載について、**どこにあるどのような体制**か。 【原文】 主な取組 3　医療・介護が連携したサービスの充実 ○　地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する事項の相談等に対応するための体制の周知を図ります。	**青森市医師会等や青森市基幹型地域包括支援センターにおける相談体制**となっています。
3	P43	**◆第2章第4節　地域支え合いの推進** **・ボランティアポイント制度の財源**を教えてほしい。 ・本制度の対象事業・活動メニューを見る限り、新総合事業でいうボランティアによる「ゴミ出し」「簡易な掃除、洗濯」などが対象になっていないことから、**有償ボランティア制度（財源は､ボランティアセンターの運営費のみ）の導入を考えるべき**である。 <イメージ> ○キャッシュが一ヶ月サイトで入る。 ○地域の生活支援サービスの担い手になる動機づけになる。 ○担い手になることにより、効果的な介護予防になる。	平成29年10月から実施している「青森市ボランティアポイント制度」は、対象者を18歳以上の方（高校生を除く）としています。 65歳以上の方については高齢者の介護予防や社会参加に資するものとして**介護保険事業特別会計を財源**としており、**「こころの縁側づくり事業」等のボランティアポイント対象事業については、今後適宜内容の見直しを行う予定**です。 なお、生活支援については、第1章第3節「自立した日常生活の支援」の「4　多様な生活支援サービスの提供」において、高齢者に必要な生活支援サービスの検討を進める旨記載することとしました。